

フランス地方選挙の制度と実態

－コミュン議会議員選挙・県議会議員選挙－

(財)自治体国際化協会 CLAIR REPORT NUMBER 222(November30 ,2001)

財団法人 自治体国際化協会
(パリ事務所)

<目次>

はじめに	
概要	i
第1章 各選挙制度の概要	1
1 コミューン議会議員選挙	1
(1) 選挙権及び被選挙権	1
(2) 任期、議席数及び選挙区	1
(3) 選挙方式及び投票方式	3
(4) 立候補の方式	5
(5) 選挙事務	5
2 県議会議員選挙	6
(1) 選挙権及び被選挙権	6
(2) 任期、議席数及び選挙区	6
(3) 選挙方式及び投票方式	7
(4) 立候補の方式	8
(5) 選挙事務	8
第2章 各選挙における選挙事務等の実態	9
1 コミューン議会議員選挙	9
(1) 選挙公営（掲示板の設営、公報等）の実例	9
ア サンベルナールの場合	10
イ ナントの場合	10
ウ その他のコミューンの場合	10
(2) 選挙運動の実例	10
ア サンベルナールの場合	10
イ ナントの場合	10
ウ その他のコミューンの場合	11
(3) 実際の選挙事務の流れ	11
ア サンベルナールの場合	11
イ ナントの場合	15
ウ その他のコミューンの場合	22
(4) 選挙に関する国の関与（立候補の届出、選挙結果等）	22
ア サンベルナールの場合	22
イ ナントの場合	22

(5) その他	23
ア サンベルナールの場合	23
イ ナントの場合	23
2 県議会議員選挙	23
(1) 選挙公営（掲示板の設営、公報等）の実例	23
(2) 選挙運動の実例	24
(3) 実際の選挙事務の流れ	24
(4) 選挙に関する国の関与（立候補の届出、選挙結果等）	27
第3章 日本の制度との比較	28
1 選挙権及び被選挙権	28
(1) 選挙権	28
(2) 被選挙権	28
2 任期、選挙区及び議席数	28
(1) 任期	28
(2) 選挙区	28
(3) 議席数	28
3 選挙方式及び投票方式	29
4 立候補の方式	30
5 選挙公営	31
6 選挙運動	31
7 選挙事務	32
8 地方選挙に係る国の関与	33
写真	34
参考文献	67

はじめに

(財)自治体国際化協会パリ事務所においては、1995年に「フランス地方選挙のあらまし」というフランスの地方選挙の制度面について根拠法令等も含めて詳述したクレアレポートを刊行しているが、これまで地方選挙の実態、特に選挙事務に係る部分について現地調査を伴って総合的に調査したことはなかった。

今回2001年3月にコミューン議会議員選挙(全員一斉改選)と県議会議員選挙(半数改選)が同時に行われることを踏まえ、現地調査を中心として実態調査を実施した。

第1章ではコミューン議会議員制度及び県議会議員制度について法令等の制度面からアプローチし、第2章ではそれを踏まえて現地調査で得られた情報についてできるだけ具体的に記述し、第3章では第2章までを踏まえて日本の制度とフランスの制度の比較を行っている。

この調査を行うに当たって、全仏メール会(AMF:日本の市長会及び町村会に相当する。)国際協力担当のドゥニ・カスタン(Denis CASTANG)氏及び選挙担当のクリストフ・ロベール(Christophe ROBERT)氏からは、現地調査先としてロワール・アトランティック県のナント市とアン県のサンベルナル村を紹介して頂く等全面的な協力を仰ぐことができ、ここに感謝の意を表したい。

また、ナントにおいては、現地調査時の窓口として協力していただいたジャン・ジャック・デリアン(Jean-Jacques DERRIEN)氏、選挙担当のコミューン(市)議会議員であり選挙事務の説明をして頂いたアンリ・デュクロ(Henri DUCLOS)氏、そして実際に投票・開票の様子を見学させて頂いた投票所の長のイヴォン・ショタール(Yvon CHOTARD)氏(コミューン議会議員、国際協力担当)には格別の配慮を頂き、深く感謝の意を表したい。

サンベルナル村においては、現地調査時にメールをされておられたフランソワ・パウール(François PAOUR)氏には(現在は引退)、選挙に関する説明のみならず、自ら長をされている投票所における投票・開票の見学、さらには県議会議員選挙に係る投票所の見学のためにサンベルナルから少し離れたレリウーというコミューンを紹介して頂き、第1回投票、第2回投票の2度とも快く迎えて頂いた。改めて深く感謝の意を表したい。

(財)自治体国際化協会 パリ事務所長

概要

○フランスの地方行政制度は、コミューン(日本の市町村に当たる基礎自治体で国内に約3万6千存在する。)、県(100)、州(26)の3層制をとっており、それぞれの議決機関として、コミューン議会、県議会、州議会が設置されている。各議会の構成員である議員は住民による直接選挙で選出され、各議会の議長かつ自治体の執行機関であるメール(市町村長に相当する。)、県議会議長(日本の県知事にも相当する。)、州議会議長は議会内の互選により選出される。

本レポートにおいては、2001年3月に行われたコミューン議会議員統一選挙と県議会議員選挙(半数改選)を中心に、その制度と実態について報告する。

○コミューン議会議員選挙にあつては、おおよそ次のとおり。

・選挙権については、満18歳以上で、フランス国籍を有するか若しくはEU加盟国国籍を有するフランス国内居住者であり、公民権を有し、実際に居住していること等が要件として定められ、被選挙権については、当該コミューンの選挙人であること及び国民役務の義務を果たしていることが要件として求められている(ただし、フランス国籍を有しないものはコミューン議会議員にはなれるが、メール、助役にはなれない)。

コミューン議会議員の任期は6年で、議席数は人口により異なり、最小が9で最大が69(リヨン、マルセイユ、パリの3大都市は別に定められ、さらに多い。)となっている。

・選挙方式、投票方式については、人口規模により方法が異なる。人口2,500人未満では、非拘束名簿式多数決2回投票制度(ただし、個人の立候補等も認められている。)をとっており、第1回目の投票で有効投票数の過半数を取る等の条件を満たすと当選となる。当選人が議席数に達しないときは第2回目の投票を行い、相対多数の順に当選人となる。人口2,500人以上3,500人未満では、基本的に2,500人未満と同様であるが、個人の立候補はできず、候補者名簿には議席数と同数の候補者が記載されていなければならない。人口3,500人以上では、多数派プレミアム付きの拘束名簿式比例代表2回投票制度を取り、必ず絶対多数派が生まれる仕組みとなっている。第1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿(政党)は、その時点で議席数の半数を獲得し、残りの半数の議席について当該名簿も含めて比例配分する。第1回目で過半数に達する名簿(政党)がない場合は、第2回目の投票が行われ、相対多数の名簿にまず議席数の半数が配分され、残りの議席を当該名簿も含めて比例配分する。なお、今回の選挙から人口3,500人以上では名簿に男女同数の候補者を記載しなければならないこととされている。

・立候補についても、人口規模により異なっている。

・選挙事務については、調査した限りでは選挙される側である議員自らが主体となって投開票事務を行っており(役所の職員、市民のボランティアも存在する。)、自ら投

票所長を務める等している。投票所では投票が行われるだけでなく、開票も行われ、その場において結果が発表され、投票所が多数設けられているところでは中央の集計場所において総合結果を発表している。

○県議会議員選挙については、おおよそ次のとおり。

・選挙権についてはコミューン議会議員とほぼ同様、被選挙権についても、多少の差異はあるもののほぼコミューンと同様であるが、フランス国籍を有しないものにはいずれも付与されない。

県議会議員の任期は6年であるが、半数が3年ごとに改選される。選挙区は、カントン(県の中に複数の郡が存在し、その郡の中に複数のカントンが存在する。)単位で、1のカントンから1の議員を選出する小選挙区制。議席数は、最小がベルフォール県の15、最大がノール県の79である。

・選挙方式、投票方式については、単記2回投票方式で、第1回の投票で有効投票数の過半数に達する等の要件を満たした者が当選人となる。過半数に達する者がいない場合は、第2回投票を行い、相対多数の者が当選人となる。

・立候補の届出は義務づけられている。

・選挙事務は、ほぼコミューンの場合と同様であるが、コミューン・レベルでの開票・集計作業が終了するとカントンの庁所在地で全体の集計を行い、結果を発表する。

第1章 各選挙制度の概要

1 コミュン議会議員選挙

(1) 選挙権(droit de vote)〔憲法第88条の3、選挙法典(Code électoral)第2条、第11条、第12条及び第227条の1〕及び被選挙権(éligibilité)〔憲法第88条の3、選挙法典第44条、第45条及び第228条〕

① 選挙権の一般的な要件

ア 満18歳以上(投票日に満18歳以上であること。)[選挙法典第2条]

イ フランス国籍を有する者か若しくはEU加盟国国籍を有するフランス国内居住者であること。〔憲法第88条の3、選挙法典第2条及び第227条の1〕(マーストリヒト条約に基づいた1992年の憲法改正及び1998年5月25日付け憲法第83条の3を適用する要件等を定める組織法第404号による選挙法典の改正による。)

ウ 公民権(droits civils et politiques)を有し、法的に選挙権を剥奪されていないこと。〔選挙法典第2条〕

エ 実際に住所を有しているか若しくは6ヶ月以上居住しているコミューン、5回連続して直接税を納めているコミューン又は公務員として義務的に居住しているコミューンに選挙人登録していること。〔選挙法典第11条〕

ただし、フランス国籍を有する者で国外に居住している者は領事館に登録した上で、出生地のコミューン、最後の住所地のコミューン、最後の居住地(6ヶ月以上居住)のコミューン、1の尊属の出生地若しくは選挙人名簿登録地のコミューン又は1の子孫(一親等)の選挙人名簿登録地のコミューンに登録することができる。〔選挙法典第12条〕

② 被選挙権の一般的な要件

ア 満18歳以上(投票日に満18歳以上であること。)[選挙法典第228条]

イ そのコミューンの選挙人であること又は直接税の納税者名簿に登録していること。〔選挙法典第228条〕

ウ 国民役務の義務を満足していること。〔選挙法典第45条〕

ただし、フランス国籍を有しない者はコミューン議会議員にはなれるが、メール又は助役になることができず、上院の選挙人の指名及び上院議員の選出に関与することもできない。〔憲法第88条の3、地方自治法典(Code général des collectivités territoriales)第2122条の4の1〕

(2) 任期(durée du mandat)、議席数(nombre de siège)及び選挙区(circonscription électorale)

コミューン議会議員の任期は6年で、議席数は人口により異なる。〔選挙法典第227条、地方自治総合法典第2121条の2、第2512条の3及び第2513条の1〕なお、人口500人以上のコミューンにおいては選挙の時点で当該コミューンに居住していない議員の数が議席数の4分の1を超えてはならない。500人未満100人以上のコミューンでは、11議席のうち5議席、100人未満のコミューンでは、9議席のうち4議席を超えてはならない。〔選挙法典第228条〕

選挙区は原則としてコミューン単位であるが、分割することもでき、当該分割は県議会議員、県地方長官、コミューン議会又はコミューンの選挙人の発意に基づき県議

会により行われる。〔選挙法典第254条及び第261条〕

人口と議席数の関係

人口		議席数
	100人未満	9
100人以上	500人未満	11
500人以上	1,500人未満	15
1,500人以上	2,500人未満	19
2,500人以上	3,500人未満	23
3,500人以上	5,000人未満	27
5,000人以上	10,000人未満	29
10,000人以上	20,000人未満	33
20,000人以上	30,000人未満	35
30,000人以上	40,000人未満	39
40,000人以上	50,000人未満	43
50,000人以上	60,000人未満	45
60,000人以上	80,000人未満	49
80,000人以上	100,000人未満	53
100,000人以上	150,000人未満	55
150,000人以上	200,000人未満	59
200,000人以上	250,000人未満	61
250,000人以上	300,000人未満	65
300,000人以上		69
リヨン(Lyon)		73
マルセイユ(Marseille)		101
パリ(Paris)		163

出典：地方自治法典2001年度版

(Code général des collectivités territoriales, Dalloz 2001)

しかしながら、パリ、リヨンについては区ごと、マルセイユについては16区を2つの区ごとにまとめた連合区が選挙区となっている。〔選挙法典第261条、地方自治総合法典第2511条の4、第2511条の5、第2511条の6、第2511条の7及び第2511条の8〕

パリの選挙区、パリ議会の各区での議席数及び各区議会の議席数

選挙区	パリ議会議員の議席数	区議会専任議員の議席数	区議会の議席総数
1区	3	10	13
2区	3	10	13
3区	3	10	13
4区	3	10	13
5区	4	10	14
6区	3	10	13
7区	5	10	15
8区	3	10	13
9区	4	10	14
10区	6	12	18
11区	11	22	33
12区	10	20	30
13区	13	26	39
14区	10	20	30
15区	17	34	51
16区	13	26	39
17区	13	26	39
18区	14	28	42
19区	12	24	36
20区	13	26	39
総数	163	354	517

(出典) パリ県地方長官庁ホームページ

リヨンの選挙区、リヨン議会の各区での議席数及び各区議会の議席数

選挙区	リヨン議会議員の議席数	区議会専任議員の議席数	区議会の総議席数
1区	4	10	14
2区	5	10	15
3区	12	24	36
4区	5	10	15
5区	8	16	24
6区	9	18	27
7区	9	18	27
8区	12	24	36
9区	9	18	27
総計	73	148	221

(出典) リヨンのホームページ

マルセイユの選挙区、マルセイユ議会の各連合区での議席数及び各連合区議会の議席数

選挙区	リヨン議会議員の議席数	区議会専任議員の議席数	区議会の総議席数
1区及び7区	11	22	33
2区及び3区	8	16	24
4区及び5区	11	22	33
6区及び8区	15	30	45
9区及び10区	15	30	45
11区及び12区	13	26	39
13区及び14区	16	32	48
15区及び16区	12	24	36
総計	101	202	303

(出典) マルセイユのホームページ

(3) 選挙方式及び投票方式(mode de scrutin)

コミューンでは、人口により方法が異なる。

① 人口2,500人未満の場合

基本的には非拘束名簿式多数決2回投票制度(*scrutin majoritaire plurinominal à deux tours*)であるが、個人の立候補も認められている。候補者名簿には、議席数より少ない人数の候補者しか記載していなくてもよく、1人の候補者しか記載していないものも認められている。また、選挙人は名簿上から候補者を削除したり、名簿に異なる政党の候補者を追加したりすることができ(*panachage*)、候補者の削除等を行った複数の名簿を選んで合計で議席数と同数になるように投票することも可能である。つまり、選挙人は議席数と同数の票を有し、各候補者に1票ずつ(重複は認められない。)投票していることになるが、投票自体は選択した一又は複数の名簿を封筒に挿入して行うため、封筒の数により有効投票数を決定することになる。

[選挙法典第252条、第256条及び第257条]

第1回目の投票で、有効投票数の過半数に達し、かつ選挙人登録名簿者の4分の1以上の得票数を得られた候補者が当選人となる。第1回目の投票で当選人が議席数に達しない場合は、残りの議席について同様に第2回目の投票を行い、相対多数の順に当選人とする。[選挙法典第253条]

② 人口2,500人以上3,500人未満の場合

基本的には上記①と同様であるが、個人の立候補はできず、候補者名簿は議席数と同数の候補者を記載していなければならない。①と同様に、選挙人は名簿上から候補者を削除したり、名簿に異なる政党の候補者を追加したりすることができ、候補者の削除等を行った複数の名簿を選んで合計で議席数と同数になるように投票す

ることも可能である。〔選挙法典第252条、第253条、第256条及び第257条〕

③ 人口3, 500人以上の場合

拘束名簿式2回投票制で、議会内にまず安定多数派を生む特別の議席配分をした後、残余議席について比例代表制を加味した制度(*scrutin proportionnel de liste à deux tours avec prime majoritaire*)である。候補者名簿には、議席数と同数の候補者が記載されていなければならない、個人の立候補はできない。また、各候補者名簿に記載する候補者の男女の内訳は、その数の差が1を超えてはならず、記載の順序も候補者6人ごとに男女同数が記載されなければならない(1999年7月8日付け男女間の平等に関する憲法改正法第569号による憲法改正及び2000年6月6日付け議員選挙男女機会均等に関する法律第493号による選挙法典改正)。選挙人は、名簿に対して投票することとなり、名簿上の候補者を変更することはできない。〔選挙法典第260条及び第264条〕

第1回目の投票で有効投票数の過半数に達した名簿は、議席の過半数をまず獲得する。議席数が奇数の場合、議席数が5以上であれば小数点以下を切り上げ、議席数が3以下であれば切り捨てる。残りの半数の議席は、有効投票数の5%以上を獲得した候補者名簿(過半数獲得名簿を含む。)に比例代表方式により配分される。配分の方法は、次のとおり。〔選挙法典第262条〕

まず、総有効投票数から除外される名簿(5%未満のもの)の有効投票数を減じ、これを残り議席で割った商(以下「当選基数」という。小数点以下は切り捨て。)を求め、この当選基数により各名簿の得票数を割って商を求める。各商の整数部分が即座に各名簿の獲得議席数となる。残りの議席については、各名簿の得票数を当選基数により求められた獲得議席数に1を加えたもので割って商を求め、その商が最大の名簿に1議席与えられる。さらに残りの議席については、同じ手順を議席数に達するまで繰り返す。(最後の議席について、最大の商が複数ある場合は、有効得票数が最大のものに与えられ、有効得票数も同数である場合は、最年長の候補者を含むものに配分される。)各名簿に配分される議席数が決定すると、その名簿の順位により当選人が確定する。〔選挙法典第262条〕

第1回目の投票で有効投票数の過半数に達する名簿がない場合は、第2回投票が行われるが、第1回目の投票で有効投票数の10%に達しなかった名簿は第2回投票に参加できない。有効得票数が10%以上の名簿については第2回投票に向けて名簿の候補者を変更できる。当該変更は第1回投票で5%以上の得票があり第2回投票に立候補しない名簿の候補者との入れ替えに限られるが、名簿の候補者の順序を変えることができる(これは一般的に「名簿の融合(*fusion*)」と言われているもので、例えば第1回投票で第2位、第3位となっている名簿が選挙協力をし、名簿の候補者を融合することによって第1位の名簿に対抗しようとする場合の手段として使用され、融合した場合、通常は名簿の名称も変えられる。)。第2回投票の結果、相対多数の名簿が議席数の半分(議席数が奇数の場合、議席数が5以上であれば小数点以下を切り上げ、議席数が3以下であれば切り捨てる。)をまず獲得し、残りの議席については、上記の方法と同じ手順で確定する。〔選挙法典第261条〕

なお、例外的に選挙区を分割した場合、分割したところの選挙人が1, 000人未満の場合は、その分割区においては2, 500人未満のコミュニティの選挙方法が

適用される。〔選挙法典第261条〕

④ パリ、リヨン、マルセイユ

基本的には③の3, 500人以上のコミューンの場合と同様であるが、1回の選挙でコミューン議会議員（パリはパリ議会議員）及び区議会議員（マルセイユは連合区議会議員）を一の候補者名簿を用いて同時に選出する点が大きく異なる。〔選挙法典第271条及び第272条〕

いずれの場合も、まずコミューン議会議員（パリはパリ議会議員）を各区又は連合区ごとに③の手順に従って決定する。当選人は名簿の順に従って確定する。

各候補者名簿の上から順に決定したコミューン議会議員（パリはパリ議会議員）となる候補者を除いて③の手順を繰り返して区議会（マルセイユは連合区）専任の議員の議席数を決定する。当選人は名簿の順に確定する。〔選挙法典第272条の5〕

（4）立候補の方式

① 人口2, 500人未満の場合

法的に立候補の届出の義務はない。

② 人口2, 500人以上3, 500人未満の場合

基本的には、法的に届出の義務はないが、選挙運動委員会（選挙運動に必要な書類を送付・配布等する機関）(commision de propagande)を利用する場合は必要となる。届出先は人口3, 500人以上の場合と同じである。〔選挙法典規則第37条〕

③ 人口3, 500人以上の場合

立候補の届出は義務であり、届出は国の総合的出先機関である郡地方長官庁（県地方庁が置かれている郡以外の郡内のコミューン）又は県地方長官庁（県地方庁が置かれている郡内のコミューン）に届け出る。各投票ごとに届け出なければならない。〔選挙法典第265条〕

（5）選挙事務

投票所 (bureau de vote、開票所を兼ね、投票事務及び開票事務を行う。以下同じ。) は通常コミューン役場所在地(chef-lieu de la commune)に設けられるが、地方の状況及び選挙人の数を考慮して県地方長官の命令(arrêté du préfet)により複数の投票所をそれ以外の場所に設置・配置することができる。なお、1969年8月1日付け通知第339号では、800～1, 000人の選挙人に対し1の投票所を設けることが望ましいとされている。

投票・開票事務は投票所が行う。投票所には、投票所長(président du bureau de vote)、4名以上の補佐役(assesseur)及び1名の書記(scrétaire)が置かれ、投票所長にはメール、助役若しくはその他のコミューン議会議員がなり、補佐役は県内の選挙人から、書記はコミューンの選挙人の中から選ばれる。

開票・集計作業は、投票所においてその場にいる選挙人の中から当該投票所により指名される開票者が行う（開票者が不足する場合は当該投票所の構成員が加わることができる。）。開票・集計作業が終了すると、直ちに選挙作業に係る調書(procès-verbal)が選挙人の立ち会いの下、当該投票所において書記により2部作成される。調書の作成後直ちに当該投票所において投票所長により結果が公表される。調書は1部が県地方長官庁又は郡地方長官庁に直ちに送付され、1部はコミューン役場に保管される。

投票区が複数ある場合は、中央投票所にまず調書が運ばれ、当該投票所において総

合集計、最終結果発表が行われる。〔選挙法典第65条及び第68条並びに選挙法典規則第40条、第42条、第43条、第44条、第64条、第67条及び第69条〕

2 県議会議員選挙(élection cantonale)

(1) 選挙権〔選挙法典第2条、第11条及び第12条〕及び被選挙権〔選挙法典第44条、第45条及び第194条〕

① 選挙権の一般的な要件

ア 満18歳以上であること(投票日に満18歳以上であること)。〔選挙法典第2条〕

イ フランス国籍を有すること。〔選挙法典第2条〕

コミュン議会議員選挙とは異なり、フランス国籍を有しない者には選挙権は付与されていない。

ウ 公民権を有し、法的に選挙権を剥奪されていないこと。〔選挙法典第2条〕

エ 実際に住所を有しているか若しくは6ヶ月以上居住しているコミュン、5回連続して直接税を納めているコミュン又は公務員として義務的に居住しているコミュンに選挙人登録していること。〔選挙法典第11条〕

ただし、フランス国籍を有する者で国外に居住している者は領事館に登録した上で、出生地のコミュン、最後の住所地のコミュン、最後の居住地(6ヶ月以上居住)のコミュン、1の尊属の出生地若しくは選挙人名簿登録地のコミュン又は1の子孫(一親等)の選挙人名簿登録地のコミュンに登録することができる。〔選挙法典第12条〕

② 被選挙権の一般的な要件

ア 満18歳以上であること(投票日に満18歳以上であること)。〔選挙法典第194条〕

イ 選挙人名簿に登録されていること。〔選挙法典第194条〕

ウ 県内に住所を有しているか、直接税の納税者名簿に登録しているか又は県内の不動産を相続していること。〔選挙法典第194条〕

エ 国民役務の義務を満足していること。〔選挙法典第45条〕

(2) 任期、議席数及び選挙区

県議会議員の任期は6年であるが、半数が3年ごとに改選される。選挙区はカントン(県の中に複数の郡(arrondissement)が存在し、その郡の中に複数のカントン(canton)が存在する。)単位で、原則として1のカントンから1の議員を選出する。各県の議席数は次のとおりである。なお、県内に住所を有しない議員の数は議席数の4分の1を超えてはならない。〔選挙法典第191条、第192条及び第194条〕

県と議席数の関係

県名	議席数	県名	議席数
アン(Ain)	4 3	マルヌ(Marne)	4 4
エーヌ(Aisne)	4 2	オート・マルヌ(Haute-marne)	3 2
アリエ(Allier)	3 5	マイエンヌ(Mayenne)	3 2
アルプ・ド・オート・プロヴァンス(Alps-de haute-provence)	3 0	ムルテ・モゼル(Meurthe-et-moselle)	4 5
オート・サルヴ(Hautes-Alpes)	3 0	ムーズ(Meuse)	3 1
アルデッシュ(Ardèche)	3 3	モルビアン(Morbihan)	4 2
アルデンヌ(Ardenne)	3 7	モゼル(Moselle)	5 1
アリエージュ(Ariège)	2 2	ニエヴール(Nièvre)	3 2
オーブ(Aube)	3 3	ノール(Nord)	7 9
オート(Aude)	3 5	オーワーズ(Oise)	4 1
アヴェロン(Aveyron)	4 6	オルヌ(Orne)	4 0
ブーシュ・デュ・ロワ(Bouches-du-rhône)	5 3	パ・ド・カレー(Pas-de-calais)	7 7
カルヴァドス(Calvados)	4 9	ピュイ・ド・ドーム(Puy-de-dôme)	6 1
カンタル(Cantal)	2 7	ピレネー・サントランティック(Pyrénées-atranticues)	5 2
シャラント(Charente)	3 5	オート・ピレネー(Hautes-pyrénées)	3 4
シャラント・マリタイム(Charente-maritime)	5 1	ピレネー・ゾリアンタル(Pyrénées-orientales)	3 1
シェル(Cher)	3 5	バ・ラン(Bas-rhin)	4 4
コレーズ(Corrèze)	3 7	オーラン(Haut-rhin)	3 1
オート・コルス(Haute-corse)	3 0	ロワーズ(Rhône)	5 1
コルス・デュ・シュッド(Corse-du-sud)	2 2	オート・ソヌ(Haute-saône)	3 2
コート・ドール(Côte-d'or)	4 3	ソヌ・エ・ロワール(Saône-et-loire)	5 7
コート・ダールモル(Côte-d'armor)	5 2	サルト(Sarthe)	4 0
クリューズ(Creuse)	2 7	サヴォワ(Savoie)	3 7
ドール・ド・ヌー(Dordogne)	5 0	オート・サヴォワ(Haute-savoie)	3 4
ドゥーブ(Doubs)	3 5	セヌ・マリタイム(Seine-maritime)	6 9
ドローム(Drôme)	3 6	セヌ・エ・マルヌ(Seine-et-marne)	4 3
ユーール(Eure)	4 3	イヴリーヌ(Yvelines)	3 9
ユーール・エ・ロワール(Eure-et-loir)	2 9	ドゥーブ・セーヴール(Deux-sèvres)	3 3
フィニステール(Finistère)	5 4	ソム(Somme)	4 6
ガール(Gard)	4 6	タルン(Tarn)	4 6
オート・ガロンヌ(Haute-garonne)	5 3	タルヌ・エ・ガロンヌ(Tarn-et-garonne)	3 0
ジール(Gers)	3 1	ヴァール(Var)	4 3
ジロンド(Gironde)	6 3	ヴァークリューズ(Vaucluse)	2 4
エロー(Hérault)	4 9	ヴァンデ(Vendée)	3 1
イル・エ・ヴィレーヌ(Ille-et-vilaine)	5 3	ヴィエンヌ(Vienne)	3 8
アンデル(Indre)	2 6	オート・ヴィエンヌ(Haute-vienne)	4 2
アンデル・エ・ロワール(Indre-et-loire)	3 7	ヴォージュ(Vosges)	3 1
イゼール(Isère)	5 8	ヨンヌ(Yonne)	4 2
ジュラ(Jura)	3 4	テリトワール・ド・ヘルフォール(Territoire-de-belfort)	1 5
ランド(Landes)	3 0	エソンヌ(Essonne)	4 2
ロワール・エ・シェル(Loire-et-cher)	3 0	オート・セヌ(Hauts-de-seine)	4 5
ロワール(Loire)	4 0	セヌ・サン・ドニ(Seine-saint-denis)	4 0
オート・ロワール(Haute-loire)	3 5	ヴァル・ド・マルヌ(Val-de-marne)	4 9
ロワール・アトランティック(Loire-atrannique)	5 9	ヴァル・ド・オーワーズ(Val-d'oise)	3 9
ロワール(Loiret)	4 1	グワダルーブ(Guadeloupe)	4 3
ロット(Lot)	3 1	ギユイアンヌ(Guyane)	1 9
ロット・エ・ガロンヌ(Lot-et-garonne)	4 0	マルティニーク(Martinique)	4 5
ロゼール(Lozère)	2 5	レユニオン(Réunion)	4 9
メヌ・エ・ロワール(Maine-et-loire)	4 1	サン・ピエール・エ・ミクロン(Saint-pierre-et-miquelon)	1 9
マンシュ(Manche)	5 2		

出典：2000年5月10日付け内務省資料及び選挙法典2001年度版(Code électoral, Litec 2001)

(3) 選挙方式及び投票方式

単記2回投票方式(scrutin uninominal majoritaire à deux tours)で、第1回投票有効投票数の過半数に達し、かつ選挙人名簿登録者の4分の1以上の得票をしている者があれば、その者が当選人となる。第1回投票で当選が確定しない場合、第2回投票を行い、相対多数の者が当選人となる。なお、第2回投票は選挙人名簿登録者の10%以上に当たる得票をした者のみによる。〔選挙法典第193条及び第210条の1〕

(4) 立候補の方式

立候補の届出は各投票ごとに義務づけられており、県地方長官庁に届け出る。〔選挙法典第210条の1及び選挙法典規則第109条〕

(5) 選挙事務

投票所（開票所も兼ね、投票事務及び開票事務を行う。以下同じ。）は通常コミュニケーション役場所在地に設けられるが、県地方長官の命令により複数の投票所をそれ以外の場所に設置・配置することができる。なお、1969年8月1日付け通知第339号では、800～1,000人の選挙人に対し1の投票所を設けることが望ましいとされている。

投票・開票事務は投票所が行う。投票所には、投票所長、4名以上の補佐役及び1名の書記が置かれ、投票所長にはメール、助役若しくはその他のコミュニケーション議会議員となり、補佐役は県内の選挙人から、書記はコミュニケーションの選挙人の中から選ばれる。

コミュニケーション・レベルでの開票・集計作業は、投票所においてその場にいる選挙人の中から当該投票所により指名される開票者が行う（開票者が不足する場合は当該投票所の構成員が加わることができる。）。

コミュニケーション・レベルでの開票・集計作業が終了すると、直ちに各コミュニケーションの選挙作業に係る調書がカントンの庁所在地に運ばれ、全体集計がカントンの庁(chef-lieu de canton)が存する投票所により行われる。

結果は当該投票所長が宣言し、調書を郡地方長官庁又は県地方長官庁に送付する。

〔選挙法典第65条及び第68条並びに選挙法典規則第40条、第42条、第43条、第44条、第64条、第67条及び第112条〕

第2章 各選挙における選挙事務等の実態

フランスにおける地方選挙の制度については、従前クレアレポート（フランス地方選挙のあらまし。1995年第105号）にもまとめられているが、投票・開票の様子、選挙事務の流れ等については実際の選挙時における現地調査が待たれていた。

今回、2001年3月11日及び18日（いずれも日曜日）にコミューン議会議員選挙（一斉改選）及び県議会議員選挙（半数改選）の第1回投票及び第2回投票が行われることとなり、全仏メール会（以下「AMF」という。）の全面的な協力の下、現地調査を行った。

現地調査の対象としては、コミューン議会議員選挙制度が人口によって異なっていること、また県議会議員選挙では県地方長官庁所在地又はカントンの庁所在地であるか否かで調書の運ばれ方等が異なることを考慮し、人口2,500人未満のコミューン、2,500人以上3,500人未満のコミューン（できればカントンの庁所在地）及び3,500人以上のコミューン（できれば県地方長官庁所在地）をそれぞれ1つずつAMFに紹介してもらうこととしていたが、時間的な制約、調査対象となるコミューンでの選挙準備等に係る繁忙等の理由により、最終的には人口2,500人未満のコミューンとしてサンベルナル（アン県に所在し、リヨンの北北西約30キロ、ローヌ県境に位置する人口1,282人のコミューン）、人口3,500人以上のコミューンとしてナント（ロワール・アトランティック県の県地方長官庁所在地でもある人口269,343人のコミューン）をAMFから紹介してもらった。

紹介してもらった2つのコミューンにおいて実際に見学できた投票所（開票所も兼ね、投票事務及び開票事務を行っている。以下同じ。）では県議会議員選挙は行われていなかったが、主たる調査はこの2つのコミューンを対象に行い、その他パリ、クリッシー（パリ17区に接しているオー・ド・セヌ県の人口50,179人のコミューン）、レリウー（サンベルナルの近くに位置する人口3,683人のコミューン）も併せて補完的に調査を行った。

今回のコミューン議会議員選挙及び県議会議員選挙に当たって、内務省は、コミューン議会議員選挙のみのコミューンのメールあてには2000年12月27日付け通達（INT/A/00/00310/C）「2001年3月11日及び18日のコミューン議会議員選挙の主催に関する指示」、コミューン議会議員選挙及び県議会議員選挙の双方が行われるコミューンのメールあてには2000年12月14日付け通達（INT/A/00/00290/C）「2001年3月11日及び18日のコミューン議会議員選挙及び県議会議員選挙の主催に関する指示」、並びに県地方長官あてには2000年12月27日付け通知（INT/A/00/00309/C）「2001年3月11日及び18日のコミューン議会議員選挙及び県議会議員選挙の主催」を発信している。（上記3つの通達等についてはインターネットの内務省のサイトで公開され、一般にも入手可能となっていた。）

実際に選挙を主催するコミューン側では選挙法典とこれらの通達等により選挙事務を行っているようである。

1 コミューン議会議員選挙

（1）選挙公営（掲示板の設営、公報等）の実例

選挙ポスターを貼る掲示板の設営については、基本的にコミューンが行うこととされているが、その費用の一部は国から補助金が手当てされる。

掲示板の設営箇所数については、選挙法典規則第28条により、投票所のそばに設

営するもの以外の箇所数が、選挙人の数に応じて決められている。

- ・選挙人500人以下のコミューンでは、最大5箇所
- ・選挙人500人超5,000人以下のコミューンでは、最大10箇所
- ・選挙人5,000人超のコミューンについては、10箇所に選挙人の総数を3,000で割って得た商の分（整数）だけ加える。ただし、余りが2,000を超えている場合はさらに1を追加する。（つまり、具体的には7,000人のコミューンであれば最大12箇所であるが、8,001人のコミューンであれば最大13箇所となる。）

ア サンベルナールの場合（人口1,282人）

サンベルナールの場合は、確認することができた限りでは、役場の前、投票所となった多目的ホールの前及び他1箇所において掲示板が設置されていた（写真1）。

また、立候補者の政見を選挙人に伝えるもので、地方公共団体が印刷・配布しているもの（日本で選挙公報に当たるもの）は、存在しない。

ただし、立候補者が公約を書いたビラと投票用紙（下記（2）参照）を選挙人に郵便で配布するに当たって、選挙人の氏名・住所を手書きせず済むようシールに印刷したものを立候補者に対して配布していたようである。

イ ナントの場合（人口269,343人）

選挙ポスターを貼る掲示板の設営については、基本的にコミューンが行うこととされているが、その費用の一部は国から補助金として取得することができる。

掲示板の設営箇所数については、上述したとおりであるが、実際に掲示板を確認できたのは役場の前の他は1箇所のみであった（写真2）。

また、立候補者の政見を選挙人に伝えるもので、地方公共団体が印刷・配布しているもの（日本で選挙公報に当たるもの）は、存在しない。これは、選挙法典第50条により、コミューンの一般の公務員を用いて投票用紙の配布、政見の発表及び候補者の回状の配布を行うことが禁じられているためと考えられる。

ウ その他のコミューンの場合

パリでは掲示板は投票所のそばのみならず、大通り（15区のボージラル通り、6区のラスパージュ通り、6区のケ・マラケ通り等）にも設置されていた（写真3）。

(2) 選挙運動の実例

選挙法典、今回内務省から発信されている通達等の中で認められている選挙運動として言及されているのは、選挙集会、選挙ポスター、公約を書いたビラ、候補者名簿、投票用紙等である。なお、選挙人は投票日当日、自らが支持する党派から届けられた投票用紙を投票所に持参するか、投票所に置いてある同じものを使用するか、選択することとなる。

ア サンベルナールの場合（人口1,282人）

サンベルナールで実際に使用されていることが確認できたのは、選挙集会、選挙ポスター、選挙ビラ、投票用紙及び個別訪問であった（写真4）。投票用紙と選挙ビラについては、郵送せず立候補者が各家庭を回って配布していたようである（写真5、6）。

イ ナントの場合（人口269,343人）

ナントで実際に使用されているのが確認できたのは、選挙集会、選挙ポスター、選挙ビラ（運動員によって各戸へ配布されているようである。）、投票用紙であった

(写真7、8)。

特に日本と異なるのは、街頭演説が禁止されていないにもかかわらず全く行われている様子がないことであった。

ウ その他のコミューンの場合

パリとクリッシーについても選挙ポスターについては確認することができた(写真9、10、11、12)。

(3) 実際の選挙事務の流れ

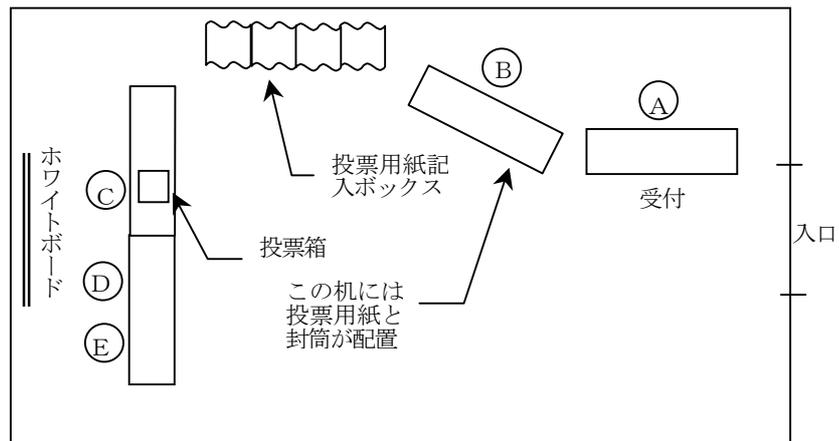
ア サンベルナールの場合(人口1,282人)

(ア) 投票所の設置

投票所は、従前までは役場に設けられていたが、今回は候補者リストが1から2に増えたことで作業スペース等を考慮して村の多目的ホールに設置された(写真13)。選定の基準としては、法的に定められているものではないが、選挙事務を円滑に行えるよう利便性を重視して選択しており、公共、民間のいずれでもよいようである。

(イ) 投票所の内部の配置

投票所は1つだけ多目的ホールに設けられているのみで、おおよその配置は次のとおり(写真14、15)。



初めは写真のように受付の2つのテーブルは並べて配置してあったが、投票用紙記入ボックス(isoloir)に入るのに妨げになっているということで、最終的には上図のように配置された。なお、第2回投票については、ソーヌ河増水のため浸水の危険があることから投票する場所が役場に変更されたが、これについては省略する。

入口から入ってくると、Aの位置に受付の人が座っており、この人が選挙人カード(写真16、17)と選挙人名簿(署名欄のないもの)を照合して確認することを担当している。その次のテーブルには投票用紙(写真5、写真18)と投票用の封筒(オレンジ色)(写真19)が並べてある(並べ方については特に順番はない)。その奥右手には、投票用紙を封筒に入れるためのボックス(日本であれば、投票用紙に支持する候補者の氏名を書く記載台にあたる。)が4つ並んでいる(写真14)。最も奥には2つテーブルが並べられて、その上に投票箱(1辺が39cmの立方体で透明プラスチック製)(写真20)が置かれている。Cの位置

にいる人は投票箱の管理を担当し、Dの位置にいる人は提示された選挙人カードに日付のスタンプを押すことを担当しており、Eの位置にいる人は署名欄の付属した選挙人名簿に署名してもらうことを担当している。

投票所長はメールで、補佐役（投票立会人に似ているが投票・開票事務も行う。）は助役4人（うち2人は候補者でもある。）、書記は議員2人が任命されているが、これはあくまで県地方長官庁に対する事務処理上のものであって、実際は8：00から18：00まで2時間ごとに交代で4人（2つの候補者リストから2人ずつ）が担当することとなっていた。事務分担とは以下のとおり。

- ・選挙人カードと選挙人名簿（署名欄なし）を照合する人
- ・投票用紙と封筒を渡す人
- ・投票箱の管理をする人
- ・選挙人に投票後署名を求める人

しかし、実際は当日になって、選挙人に署名をしてもらう人の横にもう1人座り、署名した選挙人のカードに日付のスタンプを押していた。つまり、計5人いたことになる。

なお、投票所内には以下の掲示物が掲示してあった（写真21）。

- ・投票の秘密と自由に関する選挙法典の条項を抜粋した掲示物
- ・コミュニケーション議会議員選挙の日付を示す内務省の省令（デクレ）
- ・白票・無効票の決め方に係る選挙人に対する告示
- ・コミュニケーション議会議員選挙の日付を知らせる県地方長官の命令（アレテ）

なお、投票用紙記入ボックス内にも白票・無効票に関する告示は掲示されていた。

(ウ) 実際の投票及び投票事務の流れ

実際の投票は8：00から開始されるが、既に時間前には投票用紙、封筒等投票事務に必要なものが配置されていた。8：00になると投票所長が投票の開始を宣言し、投票が始まった。投票にかかるおおよその手順は、次のとおり。

- ① 選挙人が受付で選挙人カードを提示し、受付の人が選挙人カードと署名欄のない選挙人名簿により照合する。前回の選挙以来選挙人が増えたため、アルファベット順に記載されている選挙人名簿の番号が変更されている場合は、受付の人が手書きで選挙人カードの番号を修正する。続いて、選挙人は隣のテーブルで投票用紙（候補者リスト）と封筒を受けとる。

受付の選挙人名簿の構成

登録番号	氏名	生年月日	生誕地番号	住所	投票場所	
		生誕地			投票所番号	登録番号

原則としては、選挙人カードの提示が必要であるが、小規模のコミュニケーションでは顔見知りであるため、忘れてきてもさして問題にはならない。

- ② 投票用紙等を自分でとる（事前に届けられたものを持参する人もある。）と、

選挙人はカーテンで仕切られた投票用紙記入ボックス（選挙人300人ごとに1の投票用ボックスが必要）（写真14）に入って、所定の投票用紙（候補者リスト）のうち必要なもののみ（今回は2つに分立したため1部又は2部）封筒に入れる。この時、第1章で述べたように投票用紙から候補者を削除したり、追加したりすることができる（有効票・無効票の例は後述）。選挙人は投票用紙を入れた封筒を持って出てくる。

- ③ 投票用の封筒をもって投票箱の前に行き、投票箱の管理を担当する人に対し選挙人カードを改めて提示する。この担当は提示された選挙人カードの登録番号を読み上げ、Eの位置に座っている人（投票後に選挙人に対し署名を求める人）が当該選挙人の氏名を読み上げる（写真22）。

投票箱の管理を担当する人が「そのとおりです。」と言い、投票箱のレバーを引いて開口部をあけ（レバーを引くと開口部の横についているカウンターが作動する仕組みになっている。）、選挙人が自ら封筒を投票すると、担当者が「投票(a vote)」と言う（全体として「〇〇さんは投票しました。」と宣言している。）。

- ④ 投票を終えると、Eの位置にいる人が選挙人に署名を求め、選挙人は署名欄のある選挙人名簿に署名し、Dの位置にいる人に選挙人カードに日付のスタンプを押してもらう（写真23）。

署名欄のある選挙人名簿

氏名	生年月日	生誕地番号	住所	投票場所		署名1	署名2
	生誕地			投票所番号	登録番号		

選挙人は、選挙カードを受け取り、投票所から出ていく。

第2回投票については、ほぼ同じであるので省略する。

(エ) 実際の開票及び集計事務の流れ

サンベルナールでは投票時刻が繰り上げられることも繰り下げられることもなく通常の8:00~18:00であった。

18:00になると投票所長は投票終了の宣言を行い、ただちに開票作業に移ったが、その手順はおおよそ次のとおり。

- ① 18:00になると投票所長が投票終了の宣言を行い、ついで投票人の署名の数と投票箱のカウンターの数値が同じであるか確認する。
- ② 署名の数をチェックし終わると、投票箱を2人で開ける（鍵が2つついていて、2人同時に鍵をまわさないと開けられない仕組みになっている。）。中から投票用の封筒を出し、投票用の封筒を100ごとにあらかじめ用意された大きな封筒に入れセロテープで封をする（写真24）。

なお、サンベルナールにおいては、選挙人の数958で今回の投票者数687であった（つまり、投票率は約71.7%）。

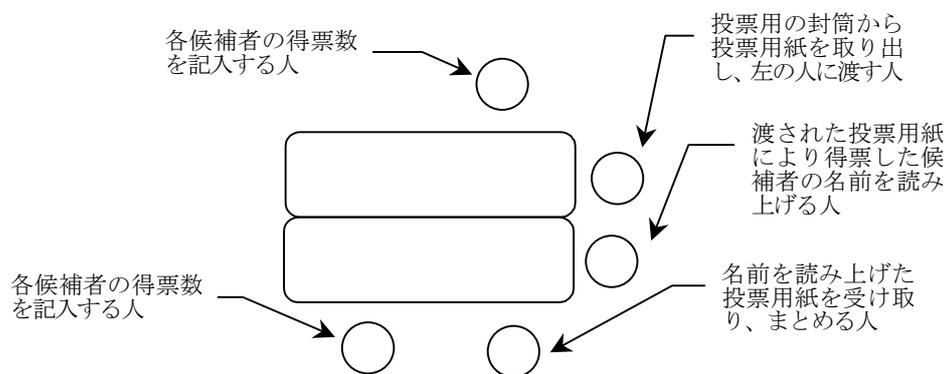
- ③ 100の投票用封筒が入った大きな封筒は3つのテーブルにそれぞれ割り当てられ、各テーブルにおいて5人による開票作業が同時に進行することとなる。

開票作業者5人は全員が割り当てられた大きな封筒すべてに署名をし、最初の大きな封筒を開け、開票作業を開始するが、最初の100票の開票がすべて終わらない限り、他の大きな封筒を開けることはできない。

なお、各テーブルの開票作業者は議員2人、候補者リストから2人、役場の職員1人の計5人からなり、各開票作業者の役割は次のとおり（写真25）。

- ・投票用紙を投票用の封筒から取り出して確認し、もう1人に渡す人
 - ・渡された投票用紙により得票した候補者の名前を読み上げる人
 - ・集計用紙に各候補者の得票数を記入する人（2人）
 - ・名前を読み上げた投票用紙と封筒を受け取ってまとめる人
- また、開票作業者の位置関係の一例は次のとおり。

開票作業者の位置関係の一例



- ④ 実際に1人の候補者の場合を例に取ってみると、まず最初の1票が入ると、2人の得票数を数える人が集計用紙（写真26）の当該候補者の氏名の横に黒いペンで1と記入し、1(un)と言う。続いて2票目が入ると同様にして、担当者が2と記入し、2(deux)と言う。なお、10は0と記入される。つまり、この候補者が11票とると、集計用紙には、「12345678901」と記入される。

100票までは黒いペン、101から200票までは赤いペン、201から300票までは青いペンで得票数を記入し、途中で数え間違った場合でも1から数え直しをしないですむようにしていた。

無効票があった場合は、投票用紙を元々入っていた封筒に入れて封筒の上に開票作業者5人の署名をする（開票事務終了後、調書と共に県地方長官庁に届けられる。）。

投票用紙の候補者リストに抹消されている名前がない場合でも、リスト上に出ている15名の候補者名すべてを読み上げていた。

票が有効か無効か判断がつかない場合は、投票所長にその都度確認していた。

なお、議席数が15で投票用紙（候補者リスト）が2つ出されている場合の無効票、有効票の例を挙げておく。

- ・両方のリストの名前が8ずつ抹消され、7ずつ残っている場合は、 $7 + 7 = 14$ で有効票となる。
- ・両方のリストの名前が7ずつ抹消され、8ずつ残っている場合は、 $8 + 8 = 16$ で無効票となる。

- ・両方のリストの名前が7ずつ抹消され、それぞれ8ずつ残っているが、候補者の名前の横に1から16まで番号が振られている場合は1から15までが誰か判断できるので有効票となる。
 - ・氏名のうち名前だけが書かれている場合でも、その名前を有する候補者が1人だけで誰か判断できる場合は有効票
 - ・投票用紙に候補者を侮辱するような言葉が記入されている場合は無効票
- ⑤ 開票が終了すると、各テーブルの開票作業員5人が集計用紙に署名する。投票所長が、3つのテーブルの集計結果を電卓を用いてまとめ、「有効投票数が666であり、絶対多数で当選するためには少なくとも334票獲得する必要がある。」と宣言した後で、各候補者の得票数を読み上げていった。ホワイトボードに記されている候補者のうち絶対多数に達した者には得票数の総計の横側に星印がつけられた（写真27）。
- ⑥ 今回の開票の結果、12人が当選し、残る3人を第2回投票で決めることとなった。

開票結果（候補者すべての得票数を記載したもの）が役場の入口に張り出されてあった（写真28）。掲示はここ1箇所に行っているのみである。

調書は2部作成され、1部は県地方長官庁、もう1部はコミューンの役場で保管される（写真29、30）。開票結果については、判明した段階で電話及びファックスで結果を県地方長官庁に知らせるとのことであった。県地方長官庁に送られる調書はコミューンを管轄する憲兵隊に届けられ、憲兵隊がまとめて県地方長官庁に持っていくとのことである（これはカントンの庁所在地に憲兵隊の小隊が配備されているためと思われる。なお、憲兵隊の中隊は郡地方長官庁所在地に大隊は県地方長官庁所在地に配備されている。）。県地方長官庁に送られる調書には、署名欄のある選挙人名簿と無効票が併せて送られる。

第2回投票については、ほぼ内容は同じであるので省略する。

イ ナントの場合（人口269, 343人）

（ア）投票所の設置

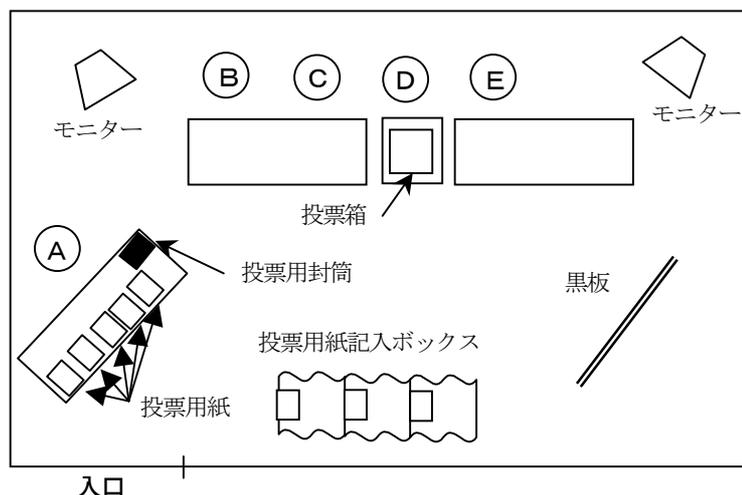
投票所は、役場以外はすべてコミューンの小学校又は幼稚園の建物に設けられている。選定の基準は、法令上定められているかどうかは分からないが、コミューンの建物であることのようなのである（写真31）。

（イ）投票所の内部の配置

視察することができた投票所は役場の多目的ホール（行政結婚式に使用したりしている。）を使用していた。おおよその配置は次のとおり（写真32、33）。

入口を入ってすぐのところに座っているAの人（普段は役場の受付をしている女性）が受付で、受付の机の前に投票用紙（大きさはA4と同じか又はこれより少し小さい。大きさについては候補者数に応じて法令で定められている。）が並べられてあり、一番左手に投票用の封筒が並べられてある（写真34）。

その奥には、机が2台投票箱を挟むように並べられてあり、Dの位置に投票所長が座り、B（男性）、C（女性）、E（女性）の位置には補佐役が座っている。このうちCの女性が書記も兼任していた。なお、Bの人の前ぐらいには、住所で該当する投票所を確認する帳簿及び発送したものの住所変更等により戻ってきた選挙人カードの束が置かれており（写真35）、Cの人の前には、投票リスト（法令上



定められているものではないが、事務をスムーズに行うために、投票者を順番に記入していくリスト。写真36)が置かれ、Eの人の前には選挙人リスト(フランス国籍を有する選挙人用のものとフランス在住のEU市民である選挙人用のもの(オレンジ色の薄いリスト)の2つ。写真37)が置かれ、一番左端には調書(オレンジ色)が2部置かれてあった(写真38)。

法令上原則として、投票所には、投票所長、4人以上の補佐役、1人の書記が必要とされているが、ただし書きで最低3人のメンバーが常駐していることとしているため、原則で示されている人数がそろっていることはまずないということであった。

入口を入って、右側には投票用紙記入ボックス(奥行80.5cm 幅81.8cmで、支柱と横の板は鉄製であったが、前後は膝上ぐらいまでのカーテンで仕切られている。また、内部には投票用紙を折って封筒に入れたりするための奥行20cm 幅50cmの作業台が向かって右側に付属していた。)が3つ設けられており(写真39)、その奥に黒板が配置してあった。

投票所内には内務省からメールに当たった通知で以下の掲示物を掲示することとされているが、実際には投票時間を変更する旨を記した県地方長官の命令及び立候補の状況等を示すものは掲示されていなかった。

- ・投票の秘密と自由に関する選挙法典の条項を抜粋した掲示物(写真40)
- ・投票時間を変更する場合は、それを示す県地方長官の命令
- ・3,500人以上のコミューンにおけるコミューン議会議員選挙においては、県地方長官から伝えられている立候補の状況と立候補者のリスト
- ・無効票について選挙人に対し注意を喚起する告示(写真41)
- ・5,000人以上のコミューンにおいては、投票時に提示が必要となる身分証明書に係る告示(写真41)

上記の掲示物は事務所内の壁や投票用紙記入ボックスの側面に貼付されており、この他に以下の掲示があった。

- ・ロワール・アトランティック県地方長官庁からの選挙の告示に係る県地方長官の命令(写真42)
- ・コミューン議会議員選挙の日付を示す内務省の省令(デクレ)(写真42)
- ・選挙人に対し、必ず投票準備ボックスに入って封筒に投票用紙を入れ、封筒に封をしないで投票箱に入れること、及び封筒に何も書いてはならないことを示した掲示板(写真41)

また、部屋の片隅には、開票の途中経過を表示するモニターが2台設置してあった。

選挙事務について図表等を用いてわかりやすく解説したマニュアルのようなものはないようで、投票日の前の週の月曜に選挙担当の議員が投票所長を集めて説明会を開いたそうである。

(ウ) 実際の投票及び投票事務の流れ

8:00から投票が開始されるが、その少し前、7:50頃には、投票用の封筒（オレンジ色）が投票に来る選挙人の数（この投票所では800人）と一致しているか受付の担当の女性が確認を始める（本当は投票が始まる前には確認し終わっていなければならないが、実際には8:00を過ぎてもまだ数えていた。写真34）。

次に、8:00になると、投票所長が投票が開始されることを宣言し、ついで、投票所長が投票箱についている2つの鍵をかけ、1つは投票所長が、もう1つは書記（ここでは補佐役が兼ねている。）に渡され、管理される。この鍵は投票が終了するまでは開けられることはない。

8:00になると、投票が始まったが、投票に係るおおよその手順は、次のとおり。

① まず、受付で、選挙人は写真付きの身分証明書と選挙人カードを提示し、当該投票所で投票できることを確認し、投票用封筒を1部受付の人から受け取り、続いて投票用紙5枚すべて（人によってはすべてとらない人や、事前に届けられたものを持参する人もいる。）を自分でとる（写真43）。

身分証明書がないと投票できないが、選挙人カードを万一忘れてきても投票はできる。ただし、住所等を確認して、住所と投票所の台帳により当該事務所において投票できることを確認した上で投票させていた。

また、受付においても来所した選挙人の数を数えていた。

② 投票用紙等を受け取ると、選挙人は前後がカーテンで仕切られた投票準備ボックス（選挙人300人ごとに1のボックスが必要。写真39）に入って、所定の投票用紙（候補者リスト）を1部のみ（拘束名簿式の制度上、1つのみ可。）封筒に入れて当該ボックスから出てくる。

③ 投票用の封筒をもって投票箱の前の投票所長のところへ行き、改めて写真付きの身分証明書と選挙人カードを提示する。投票所長が選挙カードに書かれた登録番号を読み、向かって右側の補佐役が選挙人リストにより登録番号を確認し、向かって左側の補佐役が投票リスト(*liste de scrutin*)に投票に来た選挙人の氏名・登録番号を記入し、選挙カードに今回の投票に来たことを示すハンコを押す（写真44、45）。

投票所長が投票箱の挿入口についているレバーを押して挿入口を開けてから選挙人は自ら封筒を投票箱に入れると、投票所長は投票(*a voté*)と言う。

④ 投票を終えると、向かって右側の補佐役が署名リストに選挙人の署名を求め、署名が終わると身分証明書及び選挙人カードを選挙人に返し、選挙人はそれを受け取って出ていく（写真45）。

なお、法令上は選挙人リストと署名リストは別物のように規定されているが、実際は選挙人リストが署名リストも兼ねていて、これに直接署名することとなる。選挙人リスト兼署名リストの構成は以下のとおり。EU市民用も構成は全く同じであった。

選挙人リスト兼署名リストの構成

氏名	生年月日及び生誕地	県・コミューン番号	住所	選挙人登録番号	署名欄1	署名欄2

- ⑤ 投票が進むにつれて、投票所内に置いてある黒板に時間ごとの累計を記載していた。

黒板に記入している様子

Inscrits : 800											
8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19
	11	34	61	90	127	152	180	215	253		

(エ) 実際の開票及び集計事務の流れ

通常の開票時間は、8:00～18:00であるが、ナントの場合は19:00まで延長されていた（選挙法典規則第41条により、県地方長官は選挙人の便宜を考慮して開始時刻を繰り上げたり、終了時刻を繰り下げたりすることができる。）。

19:00になると投票所長が投票終了の宣言を行い、開票作業が開始されたがその手順はおおよそ次のとおり。

- ① 19:00になると投票所長が投票終了の宣言を行い（写真46）、投票所長と一の補佐役（Eの位置にいた人）によりただちに選挙人リスト兼署名リストと署名チェックリスト（*feuille de récapitulation des émargements*、選挙人リストの何ページにいくつの署名があるか記入するもの）により、署名を数え（実際には、計算機も使わず手計算で行っていたため、数が合わずに3回ほど数え直していた。）、投票リストの数と照合していた（写真47）。

投票終了の宣言と共に一旦投票所の扉を閉めて選挙人が入れないようにしたが、開票自体は公開されているものなので、開票を行っているテーブルの周りには選挙人やマスコミが取り囲んでいた。

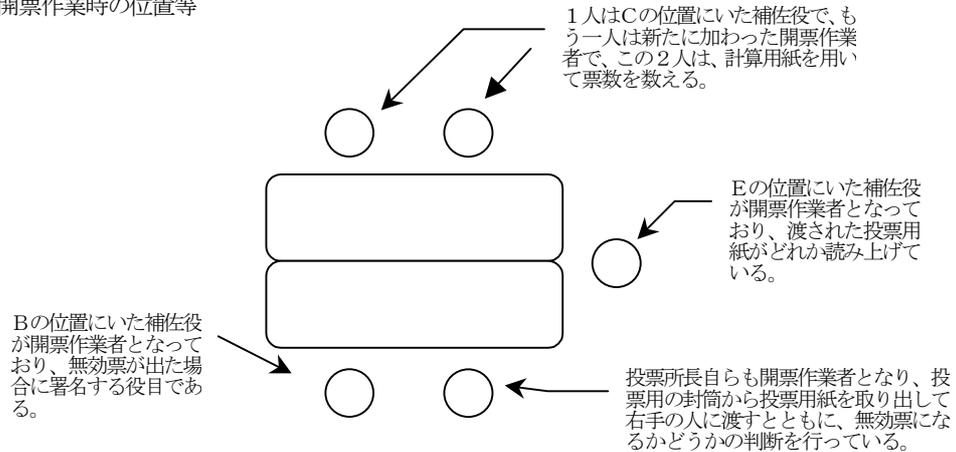
- ② 署名の数をチェックし終わると、テーブル（縦70cm横180cm）を2つつけて開票作業ができるようにし、投票所長が投票箱の鍵を開けて投票用の封筒をテーブルの上に取り出す。

法令上では、開票作業者は投票終了時刻にその場にいる選挙人の中から指名することとされているが、実際にはなかなかうまくいかないようで、あらかじめお願いしておくようである。

今回見学した所も開票作業を5人（法令上は4人以上とされている。）で行っていたが、新たに加わったのは1人（女性）だけで、その他は投票所のメンバーが自ら携わっていた。

開票時の開票作業者の位置関係は次のとおり。

開票作業時の位置等



- ③ テーブルの上に投票用の封筒をすべて取り出すと、これを100ずつの束にして別に用意してある大きな封筒に入れ、封はせず輪ゴムでとめる。100に足りない分についても袋に入れる。今回の投票所の場合、全部で322票あったので4つの大きな袋に分けられた。この作業も一度では終わらず数が合わずに2回数え直していた（写真48）。
- ④ 大きな袋に入れ終わった段階で、投票所長があらかじめ開票作業員に手順を説明する。手順としては、基本的に、大きな袋を1つずつテーブル上に取り出して、開票作業員の1人（この場合は投票所長自身）が投票用の封筒から投票用紙を取り出し、これを右手にいる開票作業員に渡し、投票用紙を渡された開票作業員はリスト名を読み上げ、残る2人の開票作業員は票数を計算用紙を用いて数えていく（写真49）。
- ⑤ まず、テーブルの上に100の投票用封筒が入った最初の大きな封筒を取り出し、投票所長が投票用の封筒から投票用紙を取り出し、右手にいる開票作業員の女性に渡す。投票用紙（候補者リスト）を受け取った女性はリスト名を読み上げ、事務所長の向かい側に位置している残りの2人の開票作業員の女性が計算用紙を用いて各候補者リストの得票数を数えていく（写真49）。この時、投票所長は有効票か無効票かの判断も同時に行っており、無効票の場合は、無

各候補者リストの得票数を黒板に記入している様子

	リストA	リストB	リストC	リストD	リストE	無効票
最初の100	50	8	2	32	3	5
2番目の100	52	12	2	28	5	1
3番目の100	51	6	2	32	4	5
4番目の22	9			11	1	1
合計	162	26	6	103	13	12

効である理由を封筒に書いた上で、左手にいる開票作業員の男性に渡して、こ

の男性が署名する（写真50）。

100の投票用封筒を開いた段階で、各候補者リストの得票数、無効票数をチェックし、合計で100になっていることを確認した上で、前図のように黒板に100ごとの得票数等を記入する（写真51）。

⑥ 同じことを投票用の封筒が無くなるまで繰り返し、最終結果を黒板に書いて、投票所長がどのリストが何票得票し、無効票は何票で、有効投票数は何票ということをお口頭でも発表する。

⑦ 結果発表が終了すると、法令上は書記が調書（A3の大きさで、投票用の封筒と同じオレンジ色をしていた。写真38）に必要事項を記入することとされているが、実際は投票所長が調書に必要事項を記入していた（写真52）。

一部を書き終わると、それを見ながらもう一部を作成する。すべて記入し終わると、投票所長、補佐役及び書記が調書に署名する。

投票所長が調書を作成している間に、速報用の用紙に登録されている選挙人数、有効投票数、各リストの得票数等が記入され、補佐役の1人が電話で結果を中央集計所に伝えていた（ファックスで伝えても構わない。）（写真53）。

法令上は、各投票所で作成された調書を中央の投票所に集めて、これらの調書を元に集計することとされているが、実際には結果が出た段階で電話又はファックスによって集計場所へ結果が伝えられていた。

⑧ このころには既にモニターに集計結果が表示され、202の投票所のうち開票が終了している投票所数や各候補者リストの得票数が表示されていた（写真54、55）。

⑨ 投票所長は、署名された調書と無効票を役場の中庭に設置してあるテントに持っていき、調書等を渡していた（写真56、57）。

法令上は、中央の投票所が集計を行い、総合結果の発表を当該投票所長が行うこととされているが、中央の投票所というものがなく、集計も中庭に設置されている調書の提出場所で行われているわけでもなく、コンピューター・ルームに伝えられた結果をいくつかの場所に設置されたモニターに映し出しているにすぎなかった。聞くところによると、第1回投票で決まった場合には17日に第1回コミュン議会が開かれることとされており、ここでメール、助役等が決まった後で公表されるとのことであった。なお、ナントでは第1回投票で現職のメールが率いる候補者リストが過半数の得票をしたため決着し、第2回投票は行われなかったこととなった。

(オ) 投票結果及び議席の配分方法の実例

第1回投票の結果は次のとおりである。

第1回投票結果

選挙人の登録数	170,442	
投票者数	86,758	
無効票	2,651	
総有効投票数	84,107	
投票所の数	202	
政党名(候補者リスト名)	得票数	得票率(%)
A党(リストA)	46,212	54.94
B党(リストB)	4,650	5.52
C党(リストC)	1,981	2.35
D党(リストD)	28,721	34.14
E党(リストE)	2,543	3.02

これにより65議席の配分について実際の配分を試算してみる。

まず、リストAが有効投票数の過半数を得票しているため、リストAに対して総議席数の半分(小数点以下は切り上げ。)の33議席が即座に与えられる。

次に、残る32議席の配分となる。このとき、得票率が5%に満たないリストについては議席の配分から除外されるため、残りの議席の配分の計算に要する有効投票数は、総有効投票数からリストC及びリストEの得票した票数を除いたものとなる。すなわち、

$$84,107 - (1,981 + 2,543) = 79,583$$

これにより、残る議席を配分するための当選基数を求めると、

$$\begin{aligned} \text{当選基数} &= (\text{総有効投票数} - 5\% \text{未満のリストの得票数}) / (\text{残余議席数}) \\ &= 79,583 / 32 \doteq 2486.97 \end{aligned}$$

小数点以下は切り捨てるため、結局当選基数は、2486となる。

この次に、当該当選基数により、リストA、B、Dの得票数を割って商を求める。

$$\text{リストA} \quad 46212 / 2486 = \underline{18}.59$$

$$\text{リストB} \quad 4650 / 2486 = \underline{1}.87$$

$$\text{リストD} \quad 28721 / 2486 = \underline{11}.55$$

求められた商の整数部分が直ちに各リストに議席数として与えられる。つまり、リストAについては、初めの33議席に加えて18議席が与えられ、リストBに対しては1議席、リストDに対しては11議席が与えられる。

ここで、残る議席は $32 - (18 + 1 + 11) = 2$ 議席である。

続いて、今度は先ほどの計算で獲得した議席数に1を加えたもので各リストの得票数を割って商を求める。

$$\begin{array}{l} \text{リストA} \quad 46212 / (18+1) = \underline{2432.2} \\ \text{リストB} \quad 4650 / (1+1) = 2325 \\ \text{リストD} \quad 28721 / (11+1) = 2393.4 \end{array}$$

このうち、最も商の大きいリストに対し議席を1与える。すなわち、リストAがさらに1議席を獲得することになる。続いて、同じ作業を繰り返す。

$$\begin{array}{l} \text{リストA} \quad 46212 / (19+1) = 2310.6 \\ \text{リストB} \quad 4650 / (1+1) = 2325 \\ \text{リストD} \quad 28721 / (11+1) = \underline{2393.4} \end{array}$$

ゆえに最も商の大きいリストDに対し最後の議席が与えられることとなり、その結果、最終的な各リストの獲得議席数は、

$$\begin{array}{l} \text{リストA} \quad 33 + 18 + 1 = 52 \\ \text{リストB} \quad 1 \\ \text{リストD} \quad 11 + 1 = 12 \end{array}$$

となる。なお、各リストにおける当選者はリストの上から順番に確定する。

ウ その他のコミューンの場合

投票所に掲示することとされている掲示物は、パリでは、15区の区役所に設置された投票所の内部には、内務省の通達で掲示することとされているものはすべて掲示されていた。また、クリシーでは選挙ポスターを貼る掲示板にもすべて掲示されていた（写真11、58、59、60、61、62）。

(4) 選挙に関する国の関与（立候補の届出、選挙結果等）

ア サンベルナールの場合（人口1, 282人）

(ア) 立候補の届出

サンベルナールの場合、人口2, 500人未満のコミューンであるため、県地方長官庁又は郡地方長官庁に対して立候補の届出をする必要はないため、国の出先機関である県地方長官や郡地方長官が直接関与しているとは言い難いが、立候補者はリストを作成するに当たって守らなければならない規定等について県地方長官庁又は郡地方長官庁に問い合わせ確認しているので間接的には関与している。

(イ) 選挙結果等

選挙結果については、選挙人、候補者に限らず県地方長官も規定された手続や要件が遵守されていないと判断するときは、行政地方裁判所に訴えることができる。

イ ナントの場合（人口269, 343人）

(ア) 立候補の届出

ナントの場合、県地方長官庁所在地であるため、郡地方長官庁ではなくすべて県地方長官庁に届け出ており、届出先は県地方長官庁の選挙課である。選挙課

においては、必要事項（候補者数の適否、候補者名簿名、候補者の生誕地等）が記載されているか、必要書類が提出されているかを確認し、適合していない場合は修正等を求めることとなる（修正を求められるのは候補者名簿のトップに対して）。

（イ）選挙結果等

① 選挙期間中

人口2万人を超えるコミューンについては、投票・開票監視委員会（控訴院の第1議長により任命される一の司法官、同議長により任命される一の司法官又は裁判補助者及び県地方長官に任命される一の公務員により構成される。）が設けられ、当該委員会は投票所の設営、投票・開票事務の遂行が適切に行われているか監視し、かつ選挙人、候補者又は候補者名簿が権利を自由に行使できるように保護していると法令上規定されているが、実際ナントにおいてどのような具体的な活動を行っていたかについては実地調査できなかった。

② 選挙後

選挙結果については、選挙人、候補者に限らず県地方長官も規定された手続や要件が遵守されていないと判断するときは、行政地方裁判所に訴えることができる。

（5）その他

ア サンベルナールの場合（人口1, 282人）

県議会議員選挙を同時に行う場合には、県地方長官庁からいくらか支給されたということであるが、これを選挙事務に携わった人で分けることはできないそうである。

おそらく、これは2000年12月27日付けの県地方長官あての通知の中で、「投票場所の整備、投票後に当該場所を元の状態に戻すこと、選挙運動の開始時期に選挙ポスターを貼る掲示板的購入及びその設置、選挙後の当該掲示板的の撤去、当該掲示板的の修理又は維持管理、又は時間外の荷役に係る費用については、選挙法典規則70条に基づき補助金の形で当該コミューンに払い戻される。」と規定されていることから、これに基づいて受領したものと史料される。

イ ナントの場合（人口269, 343人）

県議会議員選挙を同時に行う場合には、コミューン議会議員選挙に係る投票・開票事務に必要な人員に加えてさらに県議会議員選挙に係る投票・開票事務に必要な人員が出てくるが、人件費については何ら県若しくは国から補てんがないらしくすべてコミューンの負担であるとのことであった。そのため、投票・開票事務にはできるだけ議員や市民にお願いし、休日出勤の手当が必要となる役場の職員はできるだけ使わないようにしているとのことであった。

2 県議会議員選挙

県議会議員選挙については、初めに述べたとおり実質的な調査対象であったコミューンが2つとも県議会議員選挙の対象となっておらず、補足的に調査したレリウー、クリッシーの調査によるため、詳述はできないが、基本的な選挙事務はほぼコミューン議会議員選挙と同じと考えられる。

（1）選挙公営（掲示板的の設営、公報等）の実例

選挙ポスターを貼る掲示板的設営については、コミューン議会議員選挙の時と同様、コミューンが基本的に行うこととされているが、その費用の一部は国から補助金として取得することができる。クリッシーの掲示板的の例は写真のとおり（写真63）。

掲示板的の設置箇所数については、コミューン議会議員選挙と同じで上述したとおりである。

また、立候補者の政見を選挙人に伝えるもので、地方公共団体が印刷・配布しているもの（日本で選挙公報に当たるもの）の存在の有無は確認できていない。

(2) 選挙運動の実例

選挙運動の実例についても、確認できたのは選挙ポスターのみである（写真63、64）。

(3) 実際の選挙事務の流れ

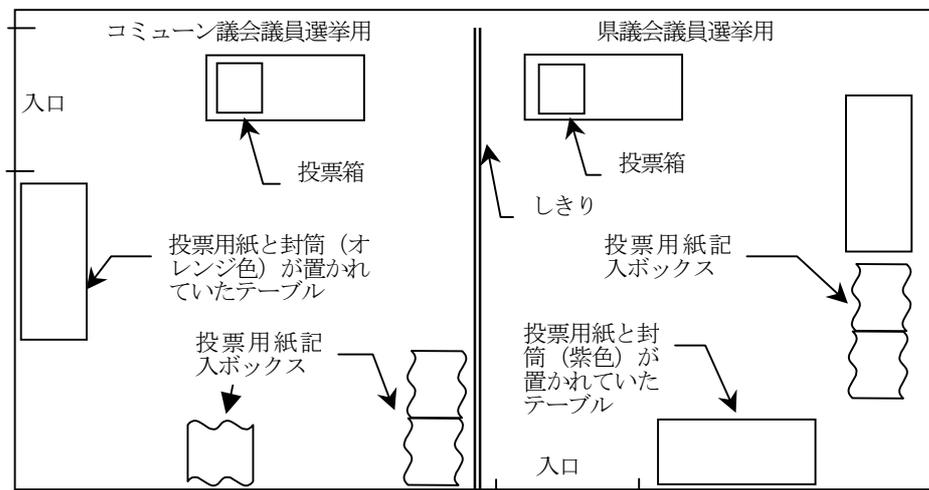
ア 投票所の設置

今回県議会議員選挙を行っているコミューン又はその一部は、コミューン議会議員選挙と平行して選挙事務を行うため、一の投票場所に県議会議員選挙用の投票所とコミューン議会議員選挙用の投票所を別々に設けなければならないこととされているが、今回視察した限りでは全く別々のところに設けているところはなく、同じ建物の中に設営してあった。設営されている建物は、幼稚園、小学校、高校等の学校の建物、体育館などの公共の建物が多いようであった。

イ 投票所の内部の配置

レリウーでは役場にコミューン議会議員選挙用の投票所と県議会議員選挙用の投票所が設けられており、その内部の配置の様子はおおよそ次のとおりである（写真65）。

県議会議員選挙・コミューン議会議員選挙同時に行っている投票所の例

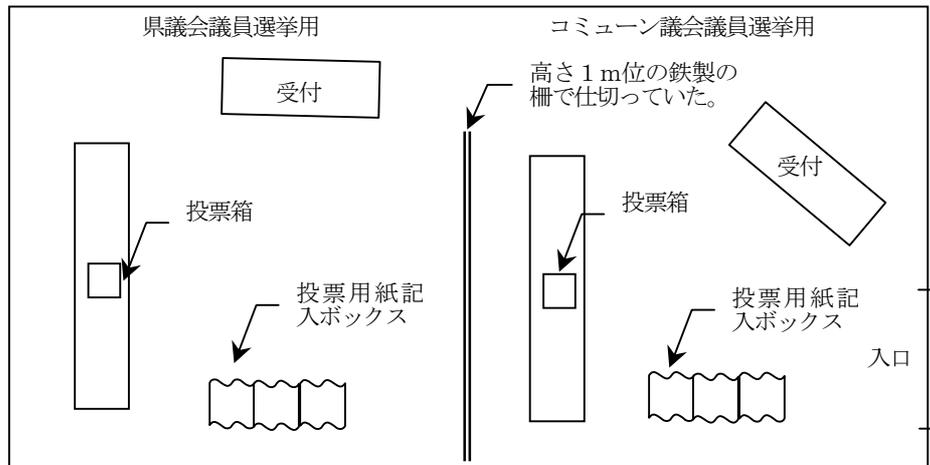


レリウーでは、それぞれの投票所が一つの部屋を人の高さぐらいのしきりで区画し、入口を別々に設けていた。

基本的には、コミューン議会議員選挙の場合とほぼ同じであるが、異なる点は、投票用紙が単独の候補者用であるためサイズが小さいこと（法令上最大74mm×105mmと定められている。）、投票用の封筒が間違わないように紫色になっていることである（写真66）。

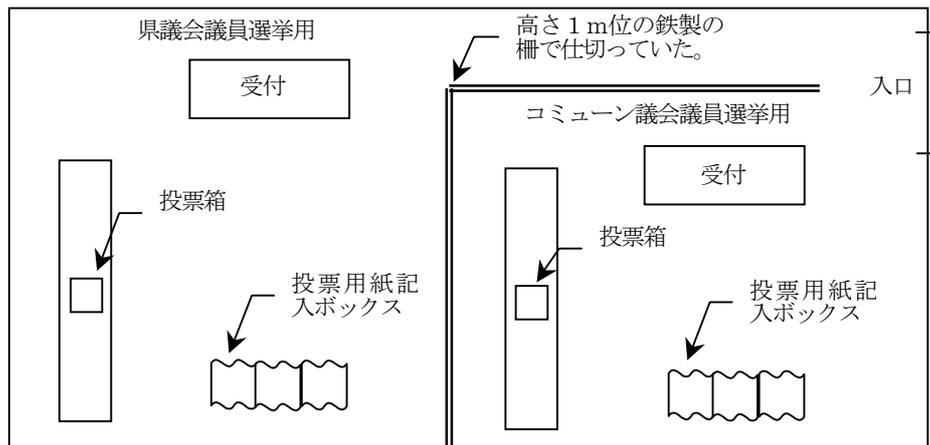
クリッシーでは、役場のすぐ近くの総延長が50mもないダゴベール通りには3つの投票所が設置されており、そのうちの2つの内部の配置はおおよそ次のとおり

クリッシーの投票・開票管理事務所の例1（幼稚園の1室を仕切っていた）



であった。

クリッシーの投票・開票管理事務所の例2（小学校の1室を仕切っていた。）



クリッシーでも県議会議員選挙の場合の違いは、封筒と投票用紙の大きさだけであった。

ウ 実際の投票及び投票事務の流れ

実際の投票及び投票事務の流れについてもコミューン議会議員選挙の場合とほぼ同じと考えられるので省略する。

エ 実際の開票及び集計事務の流れ

実際の開票及び集計事務の流れについても、各コミューンの投票所において開票及び集計が行われるところまではほぼ同じと考えられるので省略する。

この後の事務の流れについては、2000年12月14日付けのメールあての通知によると次のとおりである。

各コミューンの投票所で調書が2部作成され、結果が公表された後、一部は署名欄のある選挙人名簿等の必要書類と共に直ちにカントンの庁所在地に存する集計事務所に運ばれ、もう一部はコミューンの役場で保存される。

コミューンにおける選挙結果は、直ちに県地方長官又は郡地方長官に伝えられな

なければならない。伝えられる内容は、コミューンの名称、登録された選挙人の数、投票者数、有効投票数、各候補者名及び各候補者の得票数である。

カントンの庁所在地の中央投票所は、直ちに総合集計を行い、調書を作成する。調書には、カントン内の登録されている選挙人の数、投票者数、有効投票数、各候補者の得票数、絶対過半数の数・登録された選挙人の数の4分の1の数、当選者名又は第2回投票の告示（第1回投票時）を記載しなければならない。

調書の作成後、当該事務所において最終的な選挙結果の発表が行われ、当該調書はコミューンから送られてきた調書と共に郡地方長官又は県地方長官に送付される。

オ 投票結果及び当選者決定の実例

(ア) レリウーが属するカントン（カントン名もレリウー）の場合

第1回投票結果は次のとおり。

第1回投票結果

登録選挙人数	12,948	
投票者数・率	8,189	63.25%
有効投票数・率	7,899	61.01%
	得票数	得票率
A氏	350	4.43
B氏	345	4.37
C氏	885	11.20
D氏	2,378	30.11
E氏	998	12.63
F氏	2,943	37.26

第1回投票で当選するためには、絶対過半数（ここでは、3,950票）を取り、かつ、登録選挙人数の4分の1以上（ここでは、3,237票）であることが必要であるが、誰も必要十分条件に達していないため、第2回投票に移行することとなった。

第2回投票に進むことができるのは、第1回投票で10%以上の得票をした候補者のみであるのでA氏及びB氏は自動的に出馬することができないが、結局は、資格のある4人のうちC氏とE氏は立候補を取り下げた（しばしば他の人の応援に回る。）ため、第2回投票は結局D氏とF氏の一騎打ちとなった。

第2回投票結果

登録選挙人数	12,948	
投票者数・率	6,029	46.56%
有効投票数・率	5,836	45.07%
	得票数	得票率
D氏	2,740	46.95
F氏	3,096	53.05

第2回投票においては、相対多数を取った候補者が当選となるので、この場合F氏が当選となった。

(イ) クリッシーが属するカントン（カントン名もクリッシー）の場合

第1回投票結果は次のとおり。

第1回投票結果

登録選挙人数	17,610	
投票者数・率	10,072	57.19%
有効投票数・率	9,724	55.22%
	得票数	得票率
A氏	1,828	18.80
B氏	881	9.06
C氏	2,860	29.41
D氏	476	4.90
E氏	1,026	10.55
F氏	1,286	13.23
G氏	531	5.46
H氏	385	3.96
I氏	451	4.64

第1回投票で当選するためには、絶対過半数（ここでは、4,863票）を取り、かつ、登録選挙人数の4分の1以上（ここでは、4,403票）であることが必要であるが、誰も必要十分条件に達していないため、第2回投票に移行することとなった。

第2回投票に進むことができるのは、第1回投票で10%以上の得票をした候補者のみであるのでB氏、D氏、G氏、H氏及びI氏は自動的に出馬することができないが、第2回投票にはE氏とF氏が出馬せず、結局A氏とC氏の一騎打ち

第2回投票結果

登録選挙人数	17,609	
投票者数	9,931	56.40
有効投票数	9,340	53.04
	得票数	得票率
A氏	4,363	46.71
C氏	4,977	53.29

となった。

第2回投票においては、相対多数を獲得した者が当選となるので、この場合C氏が当選となった。

(4) 選挙に関する国の関与（立候補の届出、選挙結果等）

ア 選挙期間中

人口20,000人を超えるコミュンについては、投票・開票監視委員会（控訴院の第1議長により任命される1の司法官、同議長により任命される1の司法官又は裁判補助者及び県地方長官に任命される1の公務員により構成される。）が設けられ、当該委員会は投票所の設営、投票・開票事務の遂行が適切に行われているか監視し、かつ選挙人、候補者又は候補者名簿が権利を自由に行使できるように保護していると法令上規定されているが、実際ナントにおいてどのような具体的な活動を行っていたかについては実地調査できなかった。

イ 選挙後

選挙結果については、選挙人、候補者に限らず県地方長官も規定された手続や要件が遵守されていないと判断するときは、地方行政裁判所に訴えることができる。

第3章 日本の制度との比較

1 選挙権及び被選挙権

(1) 選挙権

日本における地方選挙に係る選挙権の要件は、日本国民であること、満20歳以上であること、3ヶ月以上市町村の区域内に住所を有することの3つであるが、フランスにおいて日本と大きく異なるのは、フランス国内に居住するEU諸国の国籍を有する者にも選挙権を認めていること（コミューン議会議員選挙に限る。）、年齢要件が低く満18歳以上となっていること、海外の居住者本人のみならずその子孫まで選挙権が与えられていることである。

(2) 被選挙権

日本における地方選挙に係る被選挙権の要件は、日本国民であること、満25歳以上であること（都道府県知事は満30歳以上）、選挙権を有すること（地方議員に限る。）の3つであるが、フランスにおいて日本と大きく異なるのは、フランス国内に居住するEU諸国の国籍を有する者にも被選挙権が認められていること（コミューン議会議員選挙に限り、議員にはなれるが助役、メールにはなれない。）、年齢要件が低く18歳以上となっていること、兵役等の国民役務の義務を果たしていることが要求されていることである。

2 任期、選挙区及び議席数

(1) 任期

日本では地方議員、地方公共団体の首長の任期は一律4年であり、フランスではコミューン議会議員、県議会議員は6年（県議会議員は3年ごとに半数が改選される。）となっている。

(2) 選挙区

日本の場合は、都道府県議会議員選挙にあつては原則として郡市の区域を選挙区とし、市町村議会議員選挙にあつては原則として全域（指定都市にあつては区）が選挙区となるが、フランスにおいてはコミューン議会議員選挙にあつては原則としてコミューン全域（パリ等は例外）が選挙区となり、県議会議員選挙にあつてはカントン（県の中に複数の郡があり、郡の中に複数のカントンが存在する。フランス全土で郡は339あり、カントンは4,013ある。）が選挙区となるが、フランスの県議会議員選挙は小選挙区制を取っているため、すべて1人区となっている。

(3) 議席数

日本の場合は、原則として次のとおり。

市町村議会

人口	議席数
2千未満	12
2千以上5千未満	16
5千以上1万未満	22
1万以上2万未満	26
2万以上5万未満	30
5万以上15万未満	36
15万以上20万未満	40
20万以上30万未満	44
30万以上50万未満	48に人口30万を超える部分については人口10万ごとに議員4人を加える。
50万以上	56に人口50万を超える部分については人口20万ごとに議員4人を加えるが、100が上限。

都道府県議会

人口	議席数
70万未満	40
70万以上100万未満	40に人口70万を超える部分については5万人ごとに1を加える。
100万以上	46に人口100万を超える部分については7万人ごとに1を加えるが、120が上限。都は、さらに条例により特別区の存する区域の人口を100万人で除して得た数を加えることができるが、130が上限。

フランスでは、コミューン議会の議席数は最小が9で最大が69（例外のリヨンが73、マルセイユが101、パリが163）、県議会の議席数は最大で79最小で15であるが、人口規模で比較すると次のとおり。

市町村議会とコミューン議会の人口と議席数の例

人口	日本	フランス
2000弱	12	19
1万	26	33
10万	36	55
30万	48	69

都道府県議会とフランス県議会の人口と議席数の例

人口	日本（県名）	フランス（県名）
約60万	38（鳥取）	46（ガール）
約110万	47（和歌山）	58（イゼール）
約160万	53（山口）	51（ロース）
約250万	62（新潟）	79（ノール）

県議会、コミューン議会ともフランスの方が人口に対する議席数は多い傾向にある。

また、県議会を兼ねているパリについては人口が約210万であるにもかかわらず、人口約1,200万の東京都よりも議席数がかなり多い。

3 選挙方式及び投票方式

日本の場合は、都道府県議会議員選挙、市町村議会議員選挙では大選挙区制をとり多数の立候補者の中から1人を選択して投票し、得票数の多い順に議席数（選挙区ごとの定数）に達するまで当選者となる。

フランスにおいては、コミューン議会議員選挙では人口により選挙方式が異なる。

人口3,500人未満では、選挙人は事実上議席数と同じ数だけの票数を有していることとなり、複数の候補者名簿から議席数分だけの候補者を選択して投票することができる。議席の配分方法については、いくつかの要件はあるものの原理的には得票数の多い者から議席数に達するまで当選者としている。

人口3,500人以上では、選挙人は候補者名簿に対して投票することとなり、事実上候補者個人ではなく政党に対して投票することとなる。議席の配分方法は、原理的には最も得票数の多い候補者名簿（政党）に議席の半数を与えて安定多数派を作為的に形成し、その後に残りの半分を得票数に応じて配分することとしている。

県議会議員選挙では小選挙区制をとっており、原理的には最大得票者が当選者となる仕組みである。

以上から、人口3,500人以上のコミューンにおいては、第1党が過半数の議席をとり必ず安定政権が作れるように工夫されていることが分かる。例えば、今回のエクサンプロヴァンスにおける選挙では第2回投票において、第1党が50.61%の得票率で第2党が49.39%と得票率ではわずかの差しかないが、上記のような仕組みによって議席が配分されるため、第1党は55議席中42議席（約76%）を占めるに至っている。

これとは逆に人口3,500人未満のコミューンにおいては安定政権を作る仕組みにはなっていないが、今回現地調査を行ったサンベルナルでも見られたが、そもそも規模の小さなコミューンにおいては選挙において政治色があまり強く出ないようである。

また、フランスと日本で見かけ上最も異なるのは、首長の選び方であって、日本では市町村長も知事も住民の直接選挙により選ばれるが、フランスでは議会において互選さ

れることとされている。しかし、フランスにおいても、例えば人口3,500人以上のコミューン議会議員選挙では通常候補者名簿のトップに記載されている人が首長候補であるので、間接選挙の形をとっているとはいえ、ほぼ事実上1回の選挙で議員と首長を同時に選んでいるといえる。

4 立候補の方式

日本においては、立候補は当該選挙の選挙長（各選挙ごとに当該選挙の選挙権を有する者の中から当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会によって選任され、選挙会（当選人の決定手続）に関する事務を行う。）に対して届出が行われ、必要な書類のほか供託金を納めなければならない（町村議会議員を除く。）こととされている。

フランスにおいては、人口3,500人未満のコミューン議会議員選挙を除き立候補の届出は必要とされており、コミューン議会議員選挙については郡地方長官又は県地方長官、県議会議員選挙については県地方長官に届け出ることとされている。以前は供託金の制度が設けられていたが、現在はこの制度は廃止されている。

日本とフランスで大きく異なることが3点ある。一つ目は、日本では一定の者を除き、公務員は在職中は候補者となることができないが、フランスでは一定の者を除き公務員でも候補者となれることである。参考までに今回の選挙前のフランス全土でのメールの職業の例と、県議会議員の職業の例を示す。

メールの職業の例（上位20まで）

職業	人数	割合 (%)
年金生活者・退職者	10,868	29.7
農業従事者（農地所有者）	6,981	19.1
中等教育・技術教育の教師	1,554	4.3
その他管理職（民間企業）	1,269	3.5
従業員（民間企業）	1,258	3.4
小学校校長	1,080	3.0
職人	948	2.6
技術職員・技術工	944	2.6
工場経営者・企業主	814	2.2
その他職業	811	2.2
その他	721	2.0
商人	588	1.6
公務員（カテゴリーA）	582	1.6
上級管理職（民間企業）	578	1.6
医者	573	1.6
技術者	571	1.6
労働者（民間企業）	546	1.5
公務員（カテゴリーB）	493	1.3
公務員（カテゴリーC）	475	1.3
教育に関連した職業	411	1.1

県議会議員の職業の例（上位20まで）

職業	人数	割合 (%)
年金生活者・退職者	734	18.1
中等教育・技術教育の教師	374	9.2
農業従事者（農地所有者）	259	6.4
医者	246	6.1
その他管理職（民間企業）	160	4.0
小学校校長	147	3.6
工場経営者・企業主	138	3.4
その他職業	133	3.3
その他	126	3.1
上級管理職（民間企業）	103	2.5
教育に関連した職業	92	2.3
従業員（民間企業）	86	2.1
公務員（カテゴリーB）	74	1.8
技術者	72	1.8
商人	69	1.7
薬剤師	69	1.7
弁護士	69	1.7
獣医	68	1.7
大学の教師	68	1.7
会社の取締役	65	1.6

二つ目は、フランスでは今回のコミューン議会議員選挙（人口3,500人以上に限る。）から候補者名簿には男女同数（差は1以内）記載しなければならないこととされたことである。この結果この規模のコミューンにおける女性議員の割合は飛躍的に伸びている。

参考までに人口3,500人以上のコミューン議会議員における女性議員の数・割合、県議会議員における女性議員の数と割合を示す。

人口3,500人以上のコミューンにおける女性議員数の変化

1995		2001	
人数	割合	人数	割合
19,198	25.7%	38,071	47.5%

県議会議員における女性議員数の変化

1995		2001	
人数	割合	人数	割合
162	8.3%	189	9.8%

三つ目は、フランスでは議員職を兼職できることである（ただし、合計3つまで）。例えば、国会の下院議員がパリ議会議員を兼ねていたり、コミューン議会議員を県議会議員や州議会議員が兼ねていたりすることが、ごく普通に見られる。

5 選挙公営

日本においては、選挙運動に各種の規制を加える反面、金のかからない選挙実現のため、また、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度が制定されている。

地方選挙においては、選挙管理委員会がその全部を行うものとして、「投票記載所の氏名等の掲示」、内容は候補者が提供し選挙管理委員会が実施するものとして、「ポスター掲示場の設営（知事選以外は条例で定める場合に限る。）」及び「選挙公報の発行（知事選以外は条例で定める場合に限る。）」、選挙管理委員会が便宜を提供し候補者が実施するものとして、「演説会（個人、政党等）の公営施設使用」、選挙管理委員会は実施には直接関与しないが経費の負担を行うものとして、「選挙運動用自動車の使用（条例で定める場合に限り、町村長及び町村議会議員の選挙は除く。）」、「通常はがきの交付」及び「ポスターの作成（条例で定める場合に限り、町村長及び町村議会議員の選挙は除く。）」が規定されている。

一方、フランスの地方選挙においては、日本の選挙公報に当たるものはなく、選挙ポスター掲示用の掲示板の設営はコミューンの責任において行われる。

人口2,500以上のコミューン及び各カントンには選挙運動期間の開始と共に県地方長官の命令により選挙運動委員会が設けられる（各選挙ごとに設けられる）。選挙運動委員会は、控訴院の第一議長より任命される司法官（委員会の委員長となる。）、県地方長官より任命される公務員、地方財務局長より任命される公務員及び地方郵務局長により任命される公務員からなり、当該委員会の任務は、各投票前にすべての選挙人に対し選挙公約を書いたビラと投票用紙を送ること、及び各コミューンの役場へ選挙人の数以上の各候補者（リスト）の投票用紙を送ることである（ただし、投票日前日の正午までであれば候補者が自らが投票用紙を投票所に持参することができる。〔選挙法典第58条及び選挙法典規則第55条〕）。

人口2,500人以上3,500人未満のコミューンにおいては、候補者は選挙運動委員会が行う選挙公約を書いたビラや投票用紙を選挙人に対して送付するサービスを受けることができる（この場合は立候補の届出が必要になる。）が、国から投票用紙等の紙代、印刷費等の費用の払い戻しを受けることはできない。

人口3,500人以上のコミューンにおいては、原則として選挙運動委員会が候補者の選挙運動に係る書類（選挙公約を書いたビラ、投票用紙等）の送付・配布を行うこととされ、さらに、紙代、投票用紙、ポスター、選挙公約ビラ及び掲示に係る費用については国から払い戻しを受けることができる（ただし、5%以上の得票をした場合に限る。）。

県議会議員選挙においても、掲示板の設営はコミューンの責任で行われる。また、選挙運動委員会が原則として候補者の選挙運動に係る書類（選挙公約を書いたビラ、投票用紙等）の送付・配布を行うこととされ、紙代、投票用紙、ポスター、選挙公約ビラ及び掲示に係る費用については国から払い戻しを受けることができる（ただし、5%以上の得票をした場合に限る。）。

6 選挙運動

日本の地方選挙において選挙運動の手段として認められているのは、選挙運動用通常はがき、新聞広告、選挙公報、選挙運動用自動車、拡声機、選挙ポスター、選挙演説等であり、一方禁止されているのは、戸別訪問、規定されている文書図画以外のものを配布すること等である。

フランスの地方選挙において、選挙運動の手段として認められているのは、選挙集会、選挙ポスター、選挙公約等を書いたビラの配布、投票用紙の配布等であり、禁止されているのは、新聞・雑誌及びテレビ・ラジオで商業広告を選挙運動の目的で利用すること、無料電話の番号を知らせること等である。

日本ではおなじみの選挙運動用自動車から拡声機を使って選挙運動をすることは、フランスでは禁止されているわけではないが、今回調査した限りでは見られなかった。日本においては選挙が決まると選挙運動が行われているのをあちこちで見かけられ、選挙が行われることは一目瞭然で分かるが、フランスでは新聞、テレビ、ラジオ等により情報収集をしていないと選挙が行われることすら気がつかないほど選挙運動は街頭では目立たない程度にしか行われていない。

7 選挙事務

日本においては、選挙事務の管理執行に当たる常設の機関として、選挙管理委員会が置かれ、日常の選挙人名簿の管理等に当たり、選挙がある場合には、その都度、投票管理者、開票管理者、選挙長、投票立会人、開票立会人、選挙立会人が置かれ、その下で選挙事務局が事務を処理する。

投票は投票区を単位として行われ、投票区は原則として市町村の区域によるが、選挙人の便宜を考慮し、実際には複数の投票区が設けられているのが普通である。投票区には投票所が設けられ、投票に関する事務を管理する投票管理者が市町村の選挙管理委員会により選任される。

選挙人の投票は、投票所を開いた後、投票管理者が投票所内にいる選挙人の前で、投票箱を開いて中に何も入っていないことを示した後に開始され、投票所を閉じる時刻までに投票所内にいる選挙人すべての投票が終わった後に投票箱が閉鎖され、終了する。投票所が閉鎖された後、投票管理者は、その投票箱、投票録及び選挙人名簿又はその抄本を投票立会人（投票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視することを任務としている者で、各投票区の選挙人名簿に登録された者の中から市町村の選挙管理委員会により選任され、その数は2～5人とされている。）とともに、開票管理者（市町村ごとに置かれ、開票に関する事務を行う。当該選挙の選挙権を有する者の中から市町村の選挙管理委員会により選任される。）に送付することとされている。

なお、この間、投票所には、選挙人、投票管理者など投票所の事務に従事する者又は警察官でなければ入ることができない。

開票は開票区を単位として行われ、原則として市町村の区域が開票区となる。開票区には開票所が設けられ、開票管理者が置かれる。開票所は、通常、市役所、町村役場等の場所に設けられる。

開票管理者は、開票日の開票開始時刻になると、開票立会人（開票事務の執行に立ち会い、公正に行われるよう監視することを任務とする者で、当該選挙の開票区における選挙人名簿に登録された者の中から、候補者等が開票立会人となるべき者を定め、市町村の選挙管理委員会に届出を行うことにより選任され、その数は10人を超えないこととされている。）立ち会いの上、投票箱を開く。開票管理者は、開票立会人とともに、

各投票所の投票を開票区ごとに混同し、開票作業に移ることとなる。

開票作業が終了すると、開票管理者は各候補者の得票数を朗読し、開票結果を開票録の写しを添えて選挙長に報告することとなる。

選挙長は、選挙会（選挙長及び選挙立会人が参加して当選人を決定する手続）において選挙立会人立ち会いの上、開票管理者からの開票結果の報告を調査し、各候補者の得票総数を計算することとされている。

当選者が決まったときは、選挙長は直ちに当選人の住所、氏名、得票数等を選挙管理委員会に報告することとされている。

一方、フランスにおいては、日本における選挙管理委員会のような機関はなく、選挙事務はコミューンの職員が中心となって行っているというよりは、候補者でもある議員が中心となって行っているようである。

投票は、日本と同様投票区を単位として行われ、投票区は小規模コミューンでは原則としてコミューンの区域によるが、実際は選挙人の便宜を考慮して複数設けられていることが多い。投票区には1の投票所が設けられるが、この投票所が開票所も兼ねており、その構成も投票所長、4人以上の補佐役（日本の投票立会人に似ているが、投票・開票事務にも携わる。）、書記等からなる（実際には少なくとも3人が常駐する。）が、投票所長及び補佐役には候補者でもある議員がなっていることが多いことが日本とは大きく異なる点でもある（日本では、投票立会人には候補者自身はなることができない。）。

選挙人の投票は、投票所長が開始時間前に投票箱の2つの鍵を閉め（鍵は開票まで投票所長と書記により管理される。）、開始時間になると投票所長が投票開始の宣言を行うことにより投票が始まる。日本とは異なり、投票箱は透明であることが規定されているので開始前に中身のないことを確認することは行わない。投票終了時刻になると投票所長が終了を宣言することにより、投票は終了される。投票においては、投票用紙をそのまま投票箱に入れるのではなく、必ず投票用の封筒に入れて投票することも異なる点である（封筒に入っていない投票用紙は無効となる。）。

投票が終了すると、書記が署名の数を確認した後（実際は書記とは限らないようである。）、開票が直ちに開始される。開票には特別に開票所のようなものは設けられず、投票所において公開で行われる。投票所が複数設けられている場合は、各投票所において開票を行い、その結果を中央の投票所に報告し、中央の投票所が集計を行い最終結果を出すこととなる。最終結果がまとまると、中央の投票所の長が結果を口頭で発表し、当選人等を公表して終了する（各投票所においても長が結果を口頭で発表している。）。

8 地方選挙に係る国の関与

日本においては、地方選挙事務は選挙管理委員会が管理執行するため、国が直接に関与することはない。

一方フランスにおいては、関与の程度は低いものの存在する。国の出先機関である県地方長官は、選挙中においては選挙監視委員会を通じ間接的に関与し（人口2万人を超えるコミューンに限る。）、選挙後においては規定された手続や要件が遵守されていないと判断するときは、行政地方裁判所に提訴することができる。